



10月1日改定

大阪府 最低賃金

964円に！



大阪府の最低賃金は10月1日より28円引き上げられ964円になることが発表されました。今回は過去最高の引き上げ幅になっており、東京・神奈川県では、1000円を超え、全国平均では901円です。

②助成金の活用

キャリアアップ助成金（賃金規定改定コース）など、賃金規定等を2%以上増額改定し昇給させた場合に受けられる助成金などがありますので、この機会に検討してみてもいいかもしれません。

対策

①社内業務のスリム化

専門知識を必要とする給与計算や労務管理には多くの時間がかかります。そこにコスト

注意点

①固定残業代の見直し

最低賃金の対象となるのは、基本給と諸手当（家族手当・皆勤手当・通勤手当は含みません）の部分のみです。

2019年度 最低賃金額			適用予定日
	最低賃金（時給）	引き上げ額	
大阪	964円	28円	10月1日
京都	909円	27円	
兵庫	899円	28円	
和歌山	830円	27円	10月3日
滋賀	866円	27円	10月5日
奈良	837円	26円	

が、いわゆる残業代込みの給与の場合、時間当たりの残業単価が変わりますので、固定残業代の見直し、または固定残業代に含まれていない残業時間数の設定を見直す必要があります。



まさがき事務所の仕事を改めてご紹介いたします。

まさがきの仕事

大好評
シリーズ!!
その③

～建設国保の加入手続き～

他業種と同様、建設業界においても開業当初、大半は個人企業として活動されますが、その後、企業としてステップアップを図る段階に来ると多くの方が法人化をお考えになります。

また、法人にすれば社長自身にも給与が発生するので負担はもっと増えます。

対策としては、建設国保への加入が考えられます。建設国保は、国民健康保険であるため事業主負担はありません。運営団体にもよりますが、法人になった後も引き続き建設国保を維持できるのも利点です。

重要なことは、建設国保の新規加入は個人企業しか受け付けておらず法人の新規加入は認められない点にあります。

法人になると経費がかさむとよく言われますが、なかでも社会保険への加入義務が発生することは頭の痛い話です。

個人企業のままであれば事業主の社会保険料負担はゼロであったのに、法人にすると大まかに言えば給料の14～15%程度の社会保険料負担が事業主（法人）に発生するのです。

例えば、給料30万円の従業員を4人雇用していたとすれば法人の負担額は年間で200万円を超えてきます。

現在個人企業の建設業者様が将来的な法人化をお考えの際はぜひ当事務所にご相談ください。保険料シミュレーションや加入手続き、将来予測など含めてトータルで支援させていただきます。

②給与設定の再構築

およそ月給16万8千円が、最低賃金を下回らないラインになりまます。最下層の給与を上げると、その直近の上位層との差を保つためにも、全体の給与設定を見直す必要があります。

助成金や、労務管理のお困りのことは、当事務所までご相談ください。

先日、親戚宅での花火観覧+バーベキューに誘われ、久しぶりの人達と楽しい時間を過ごしてきました。その中で、最近の猛暑についての話が。

日本古来の涼を味わう知恵は、風鈴・打ち水・川床など沢山ありますが、快適な生活に慣れてきたり涼を楽しまなくなってきたり。今は学校もクーラーついてるし天国やなあ。と言つと「通学は暑いし体育もあるし。お母さんこそ通勤も車から一日中クーラーで温暖化に貢献やな。」と一言。申し訳ございません。(大西)